

工事請負契約の一部を変更することについて

令和5年第5回市議会定例会の議決を経て締結した古川跨線橋整備工事（第1工区）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

工期「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和7年3月31日まで」を「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和7年6月30日まで」とする。

契約金額「¥766,936,632-」を「¥776,681,400-」とする。